

海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 海岸法施行令の一部改正

一 海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の  
新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする  
こと。

(第一条の二関係)

二 主務大臣が直轄工事を行う場合に代行する権限の追加

主務大臣が直轄工事を行う場合に、海岸管理者に代わって行う権限として、海岸管理者による操作規  
則の策定等、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者（以下「他の管理者」という。）が策定する操作  
規程の承認等、他の管理者に対する勧告等、他の管理者が勧告に従わない場合の他の管理者に対する措  
置命令及び当該措置命令に伴う損失の補償等の権限を追加するものとする。 (第一条の五関係)

第二 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に關す  
る法律施行令、福島復興再生特別措置法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正

海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）の一部の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 施行期日その他

一 この政令は、海岸法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月十日）から施行するものとする。ただし、第一の一は、平成二十八年一月一日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。

（附則第二項関係）